

# 三鷹市立図書館協議会 第17期提言

## 「三鷹市立図書館が目指す姿とその道筋」

－基本的運営方針の策定にむけて－

平成27年6月18日

三鷹市立三鷹図書館長  
宇山陽子様

### 三鷹市立図書館協議会

会長	瀬島健二郎
副会長	高瀬香織
委員	山下裕子
委員	堀江朋子 (平成26年3月まで)
委員	川戸直美 (平成26年5月から)
委員	横道孝二
委員	倉田清子
委員	内藤千津
委員	折田朝路
委員	堀玲子
委員	大塚敦子
委員	守山義之男
委員	伊東京子

(順不同)

## 目次

1	はじめに	・・・1
2	基本的運営方針の必要性	・・・1
	(1) 図書館協議会	・・・1
	(2) 運営情報の公開	・・・2
	(3) 基本的運営方針	・・・2
	(4) 三鷹市立図書館の基本的運営方針	・・・3
3	将来の三鷹市立図書館が目指すもの	・・・4
	(1) 読書の楽しみを体感でき、広める三鷹市立図書館 ー図書でもデジタルでも	
	ア 地域の知のインフラとしての資料の充実	・・・4
	イ 子どもの読書活動推進	・・・4
	ウ 青少年向けサービスの充実	・・・4
	エ 読書の楽しみを提供する、広める	・・・4
	オ デジタル化への対応	・・・5
	(2) 市民の自己学習・教育を支援する三鷹市立図書館 ーすべての人に読書環境の提供を	
	ア 市民の自己学習・教育の支援	・・・5
	イ すべての人に届くサービスを	・・・5
	ウ アウトリーチサービスの重要性	・・・5
	エ 関連部署との連携	・・・5
	(3) 市民の課題を解決できる三鷹市立図書館 ー活用される情報サービスを	
	ア 市民に役立つ地域情報のステーションとして	・・・6
	イ 配慮ある高度な情報提供サービス	・・・6
	ウ 郷土資料のデジタル化とレファレンス強化	・・・6
	エ 図書館司書の専門職制度を	・・・6
	オ もっと活用してもらうためのPR	・・・6
	(4) 市民の交流空間としての三鷹市立図書館 ー地域とつながる、グローバルな活動を	
	ア 協働と交流の拠点として	・・・6
	イ 活動空間としての図書館、「カフェ」への期待	・・・7
	ウ 人財養成・コーディネート	・・・7
	エ 世界につながる地域の取組	・・・7
	オ 施設としての利便性や安全性を高める	・・・7
4	おわりに	・・・7

(資料 1) 三鷹市立図書館協議会の過去の答申・提言一覧

## 1 はじめに

三鷹市立図書館（以下「市立図書館」という。）は1964年10月に開館し、2014年に開館50周年を迎えました。この間、1つの図書館の建物からスタートし、今日では、本館の他に5つの分館と1台の移動図書館車を擁し、市内全域にサービスをするまでに発展しました。

サービスの実績では、1968年度の年間の個人貸出冊数が42,511冊だったものが、2014年度には1,466,332冊を数えるまでになりました。また、市立図書館のサービスの内容は個人貸出だけでなく、団体貸出、視聴覚資料の提供、障がい者向けサービス、市民や団体からの疑問や質問に応えるレファレンスサービスまで展開しています。また、貸出方式もブラウン方式からコンピュータ方式に変更し、情報通信技術の進展にあわせてインターネットに対応して様々なサービスを提供することで、市民の利便性向上に寄与しています。

一方、三鷹市立図書館協議会（以下「協議会」という。）は1981年に設置され、今期で第17期を数えたところですが、この間、協議会はおおむね2年の任期ごとに計13件の答申や提言をすることで、市立図書館への市民参加の実を上げ、市立図書館の発展に寄与してきました。（資料1 三鷹市立図書館協議会の過去の答申・提言一覧 参照）

今期の協議会は、これまでの市立図書館の発展を基礎に、市立図書館のさらなる発展のために何が必要かを検討しました。これまでの協議会の答申や提言を振り返り、何が実現でき、何が課題として残されているかを確認しました。その中から、将来の市立図書館が目指していく姿を考えました。そして、その目標に向かってどのような手法で市立図書館が運営されるのが望ましいかを検討してきました。その結果、市立図書館がこれから目指す姿の全体像を自ら決め、そこに至る道筋を「基本的運営方針」として作成することが必要との結論に達しましたので、以下に提言します。

## 2 基本的運営方針の必要性

### (1) 図書館協議会

図書館協議会は、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条の「公立図書館に図書館協議会を置くことができる」との規定に基づき設置されます。その役割は、「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる」とされています。

これまでの13件の協議会の答申や提言は、1983年（昭和58）の、新本館の開館を控えた『図書館運営のあり方について』を最初に、新たな図書館施設の開館を控えるなどしてその運営について意見をまとめたものが3件、子ども読書プランの策定に当たっての意見が2件、その他はサービス面の改善や委員会の任期切れを迎えて委員の意見をまとめたもの等です。

これらは、市立図書館がその時々直面する課題に対する意見を表明したのですが、協議会の委員の任期が2年であること等から、長期的視点に立った意見をまとめることは、残念ながらできていません。

## (2) 運営情報の公開

公立図書館は市民の支えにより運営され、市民に対しサービスをする役割を担っています。その運営には市民の理解と協力が欠かせません。また、図書館の運営に当たっては、当然ながら「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことが求められます。

市民から理解を得、協力してもらうためには、図書館がどのように運営されているかの情報が公開されている必要があります。また、市民が図書館に協力しようとする為には、協力する必要性が理解されなければならず、それには運営に関する情報が公開されていることが必要になります。さらには、図書館の運営状況がどの程度の評価を得られるのかという情報も、市民の理解を得る際には大切です。

図書館運営の情報を提供し、評価していくことについては、図書館法でも努めなければならないことと定めています。(図書館法第7条の4では「図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない」と定め、同第7条の3では「図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とも定めています。)

## (3) 基本的運営方針

およそ、全ての人や組織は、何の目標もなく生きていくこと、存続していくことはできません。人は目標を持つことにより生き生きと生活でき、組織は目標を持つことで組織的活動のダイナミズムが生まれます。目標を持たない組織には発展は無く、存続すら危ぶまれる事態になります。

図書館という組織にも、このことは当てはまります。公立図書館は地方自治体が資料や情報の提供を通じて、住民サービスを向上させるという目的のために設置します。図書館が設置目的に基づいてどのように運営されるのかの大原則を定めたものが基本的運営方針です。その中から適切な指標を選択して目標を定め、計画的に到達する努力が毎年の事業計画になります。図書館はこれらの情報を公表するとともに、その際に利用者や住民の要望に配慮し、目標や事業計画の達成状況を点検し評価することに努めることが、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示第172号)で示されています。

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示第172号)には、以下のような条文が設けられています。

### 1 管理運営

#### (一) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の

策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

つまり、図書館の運営に当たっては基本的運営方針を定め、指標を設定して目標を設定します。その上で、毎年、事業計画を決め、その実施状況について点検、評価することが求められます。また、これに関する情報を積極的に公表・提供することが必要とされています。これは、企業経営に広く活用されている、いわゆるPDCAサイクル(Plan 計画、Do 実行、Check 評価、Act 改善)の考え方を図書館の運営に導入したもので、効率的で計画的な図書館経営を行う道筋を示しています。

(4) 三鷹市立図書館の基本的運営方針

市立図書館が主管する基本的運営方針に、『みたか子ども読書プラン2022』があります。この方針は、子どもの読書活動を推進することで、次世代の読書人を養成するという重要な役割を担っていますが、しかし、この計画の対象者は市立図書館利用者全体から見れば部分になります。部分の方針はあるが、全体の方針が無いのは不自然です。この点からも、市立図書館の基本的運営方針の策定が求められます。

また、三鷹市は市政情報デジタル化公開サイトで計28件の基本計画・個別計画を公開しています(<http://www.mitaka-ebook.jp/book/book01.html>)。これらの基本計画・個別計画の中に、市立図書館が担当する個別の事業がいくつか含まれていますが、分散していて分りにくくなっています。これら他の計画に含まれる市立図書館の事業を、市立図書館の基本的運営方針にまとめることで分りやすくなり、市民の理解が進むと期待されます。これらの基本計画・個別計画は財政や組織・定数、それに情報という観点から市立図書館の事業を取り上げたものが多いですが、市立図書館サービスの重要な事業の全体が含まれているわけではありません。それらの市立図書館の事業を全体的に包含する基本的運営方針の作成が必要と考えます。

なお、基本計画・個別計画の評価方法については、その多くがアウトプット(結果)を定量的(数的な変化)に評価する手法を採用しています。しかし、図書館の事業評価ではアウトカム(成果)の定性的(質的な変化)な評価が望ましい場合もあります。図書館の事業評価に相応しい評価手法を使って評価することも、市立図書館が基本的運営方針を作成すべき理由です。

次に、基本的運営方針が決まった後は、既に行われていますが、毎年、事業計画を決め、その実施状況について点検、評価することが求められます。また、これに関する情報を積極的に公表・提供して市立図書館への住民理解を深めていくことが重要と考えます。

### 3 将来の三鷹市立図書館が目指すもの

市立図書館が基本的運営方針策定の参考にするための、図書館のあるべき姿を協議会から提案します。

#### (1) 読書の楽しみを体感でき、広める三鷹市立図書館

##### ー図書でもデジタルでも

##### ア 地域の知のインフラとしての資料の充実

「地域の情報拠点」として、市民の知る権利や読書の楽しみを支え続けるために一層の資料の充実が求められます。そのためには、現在の来館者数及び貸出冊数の減少傾向を検証し、将来どのような図書館を目指すのか、具体的に何をすべきかを明確することが大切です。現在の利用者ニーズだけでなく、現在は利用していない市民のニーズや、未来の市民のニーズに応える資料の収集・保存を考えることも必要です。

##### イ 子どもの読書活動推進

本との出会い、読書の楽しみを伝えるために、子どもの読書環境の整備とサービスのさらなる充実発展が望まれます。特に、市内の保育園・幼稚園の絵本等の環境整備への支援や、学校図書館司書との情報共有など、関連する機関との連携を強化する視点が重要です。

例：保育園・幼稚園の図書購入費の支援、貸出管理ができるシステム導入、市立図書館と学校図書館の司書が合同で選書するテーマ別リストの作成、文庫連絡会や図書館サポーターとの協働による「ビブリオバトル」「本探しクイズ（小学生対象）」等のイベントの実施、読書介助犬のイベントの実施

##### ウ 青少年向けサービスの充実

青少年向けの資料の読書案内サービスとして、子どもたちが、「次の本」に出会うための支援が必要です。青少年向けの適切なメディアを通じたアドバイスの発信、高校生向け紹介コーナーの設置など、魅力ある場づくりと、子ども向けの本から大人の本を選び始めるタイミングでの向上心のサポートが望まれます。

例：「この本が面白かったあなたはこれを読んでみたら？」というアドバイスができる人財の確保、「みたかとしょかん図書部！」の活動など、学校以外でもゆるやかなつながりを持てる本のある中高生の居場所づくり

##### エ 読書の楽しみを提供する、広める

人と本が出会い、読書の楽しさや読書によって新たな知識を得る喜びを体感する機会を提供することが図書館の重要な役割です。市立図書館では、近年、成人向けの読書活動推進の事業をあまり行っていませんが、最近では本に関する情報交換や交流のイベント等の人気が一般に高まっています。開館50周年記念事業「図書館未来会議」（平成27年3月28日開催）でも、参加者から中高生の「みたかとしょかん図書部！」に対する「おとなの部活」「おとな図書部」を設けるといった提案がありました。開館50周年記念イベント「図書館フェスタ」（平成26年10月31日、11月1日開催）で行った「一箱古本市」「ビブリオバトル」「ガーデンカフェ」などの継続や、利用者に

多様な出会いの機会を提供する企画展示の充実等が望まれます。

## オ デジタル化への対応

パソコンやスマートフォンなど携帯端末の急速に普及する中で、デジタル化時代の本の流通をめぐる状況や市民の読書形態の変化も視野に入れ、今後、図書館向け電子書籍などの資料収集を考えていかななくてはなりません。インターネット上のデータベースや論文などデジタル情報も案内できる専門的なサービスが必要になります。

## (2) 市民の自己学習・教育を支援する三鷹市立図書館

### ーすべての人に読書環境の提供を

#### ア 市民の自己学習・教育の支援

図書館は、自ら学び、課題を解決しようとする市民の活動を支援し、生涯学習に役立つ多様な情報提供を行っています。高齢者自身が地域の支え手として活躍するための生涯学習が重要になるとともに、ICTの進展に対応し必要な知識を得られる情報リテラシー教育や、図書館を利用するうえで困難な条件にある人を支援する情報バリアフリー化を一層進める必要が高まっています。

### イ すべての人に届くサービスを

読書や図書館の利用に関する困難にはさまざまな状況が考えられます。すべての人の学びの支援を実現するためには、従来の障害者・高齢者を対象とする情報バリアフリーの視点だけではなく、外出や移動の問題、本や読書に縁遠い家庭の生育環境、時間的・精神的・経済的な余裕の無さなどを抱える「利用困難者」に対応するサービスを、公共図書館の役割として検討していかなければなりません。「子どもの読書活動推進」も、子どもの貧困の連鎖防止のための方策であり、公共図書館が担うべき重要なミッションであるという視点で捉え直す必要があります。

例：小学校入学時に図書館利用カードをプレゼント

### ウ アウトリーチサービスの重要性

すべての人に読書環境を提供するためには、本を必要としている人のところへ届けることや、立ち寄りやすい場所で借りられるようにすることが重要です。また、外出が困難な障害者や高齢者などのための宅配サービスや、地域のごく身近な場所に、図書館の本を借りたり、本の楽しみにふれたりできる環境を整備する必要があります。

例：コミュニティ・センター図書室や学校図書館などで公共図書館の本を借りられるようにする、駅前などへのブックポスト設置、乳幼児や高齢者などが集まる居場所づくりサロン事業等への出前図書館サービス、など

### エ 関連部署との連携

現在実施している民生児童委員による「こんにちは赤ちゃん事業」のブックスタート事業のような、関係部署との連携をもっと幅広く行う視点が求められます。子どもの貧困対策、介護予防や認知症予防、観光、芸術文化など幅広い分野で、関連部署・機関、市民ボランティアなどと連携した図書館活動が考えられます。

### (3) 市民の課題を解決できる三鷹市立図書館

#### ー活用される情報サービスを

##### ア 市民に役立つ地域情報のステーションとして

地域で暮らす人々が生活する上でのさまざまな課題を解決するために役立つ地域の情報を収集し、活用、保存していくことは図書館に大切な役割です。地域にかかわる福祉、健康、医療、教育、都市整備、防災など行政の各機関・部署の発信する情報や、地域コミュニティの活動情報など、さまざまな情報にアクセスできる環境を整え、積極的に発信する機能の充実が求められます。

##### イ 配慮のある高度な情報提供サービス

深刻な課題を抱え、解決のための情報を必要とする人に届けるサービスについては、プライバシーへの配慮や、必要に応じ適切な行政窓口や専門機関にもつなぐことができる情報サービスの高度化が望まれます。

例：人前では手に取りにくい資料（DV被害者支援・路上脱出ガイドなど）を手に取りやすい場所（トイレの中など）に配置して提供する。

##### ウ 郷土資料のデジタル化とレファレンス強化

郷土資料、地域資料を収集・保存し、全国から活用されやすいかたちで公開することは、地域の図書館にとって今後ますます重要なミッションになると思われませんが、市立図書館のこれまでの取組は他市と比較しても十分とは言えません。郷土資料を電子化し、もっと地域で利用されやすいものにするるとともに、郷土レファレンス情報リストを作成し、全館カウンターで利用できるようにするなどの強化が求められます。

##### エ 図書館司書の専門職制度を

選書、レファレンス、児童サービスなどよりよい図書館サービスを提供するためには、資料や市民ニーズに関して深い知識を持つ司書が不可欠です。職員に対する継続的研修を行い、司書業務に係る専門的資質の向上に取り組むとともに、専門職制度を確立することを望みます。

##### オ もっと活用してもらうためのPR

市立図書館の持つさまざまな役割が理解され、もっと多くの市民に活用されるよう、さまざまな方法で市立図書館をPRしていくことが重要です。

例：図書館見学ツアーの開催、資料室の紹介、利用者が一目でわかる館内案内・書架案内、市役所内部へのPR

### (4) 市民の交流空間としての三鷹市立図書館

#### ー地域とつながる、グローバルな活動を

##### ア 協働と交流の拠点として

市立図書館では以前から多くの市民ボランティアが活動してきましたが、今後は、市立図書館を活用してさまざまな活動を行う市民ボランティアや市民団体とも連携し、利用者がコミュニケーションを深め、集い、交流する場所としての図書館の役割が期待されています。



## イ 活動空間としての図書館、「カフェ」への期待

「図書館フェスタ」企画プログラムでも、「図書館未来会議」のワークショップでも、参加者の多くから「くつろげる飲食可能なカフェ」の夢が語られました。人との交流や、居場所としての心地よさ、あたたかなもてなしの心など、滞在型図書館への取組が必要とされています。

例：「カフェ」あるいは「コーヒーカート（移動型コーヒースタンド）」、「ガーデン・カフェ」の継続実施

## ウ 人財養成・コーディネート

三鷹市立南部図書館みんなみ（以下「南部図書館」という。）の開館や三鷹市立図書館開館 50 周年を機に誕生した「図書館サポーター」の活動を今後も発展させ、より市民に身近な図書館づくりを進めることが望まれます。そのためには、研修や活動のコーディネートを継続して実施することが必要です。

例：本の修理サポーターの講習会実施や組織づくりと、地域の保育園・幼稚園・学校図書館などへの出張修理、地域の店舗の図書館イベントへの出店呼びかける、一箱古本市の継続実施

## エ 世界につながる地域の取組

南部図書館と公益財団法人アジア・アフリカ文化財団との協働のように、市内の文化的資源の活用や連携によって多文化共生に貢献する取組を進めることが望まれます。さまざまな国や文化の人が暮らす地域の中で、図書館という立場から、世界につながる視点を持つきっかけとなる資料を紹介し、人的交流をすすめ、国際理解を深める支援を進めていくことができます。

## オ 施設としての利便性や安全性を高める

開館時間や休館日などについて市民の行動やニーズを捉えて柔軟に検討することや、不審者への対応などの安全対策を進めることなど、施設としての利便性や安全性を高める取組を進めるとともに、その考え方や進捗状況を市民に説明していくことが大切です。

## 4 おわりに

2015 年は三鷹市制施行 65 周年にあたり、市立図書館は開館 51 年目を迎えます。この間、市立図書館は着実に充実・進化し、今や市民生活に無くてはならない存在となってきました。

こうした中で、これまで協議会は図書館長の諮問に応えたり、個別の課題に対する意見をまとめる等することで、市立図書館の運営に市民の意見が反映されるよう、努めてきました。

しかし、市立図書館は、現在行っているサービスに加え、今日では多様なサービス展開が求められているので、それに対応して市立図書館がこれから目指す姿の全体像を自ら決め、そこに至る道筋を基本的運営方針として作成することが必要と考えました。

そして、市立図書館独自の基本的運営方針が出来ましたら、次には年度毎の事業計画を作って事業を実施し、その実績を自ら評価していくという自律的なサイクルに市立図書館

が取組むことが適切であると協議会は考えました。

この提言が、市立図書館の運営の大きな助けになることを願っています。

昭和 56 年 三鷹市立図書館協議会設置

第 1 期 (昭和 56 年～58 年)

「図書館運営のあり方について」諮問 (昭和 57 年)

「図書館運営のあり方について」答申 (昭和 58 年)

第 2 期 (昭和 58 年～60 年)

第 3 期 (昭和 60 年～62 年)

第 4 期 (昭和 62 年～平成元年)

「三鷹市立図書館の将来計画について」建議 (平成元年 1 月 26 日)

第 5 期 (平成元年～3 年)

「三鷹市立図書館における図書館サービスの改善について」意見具申  
(平成 3 年 6 月 21 日)

第 6 期 (平成 3 年～5 年)

第 7 期 (平成 5 年～7 年)

「三鷹市立図書館における図書館サービスの改善について」に関する点検結果と今後の要望について (意見具申) (平成 7 年 6 月 28 日)

第 8 期 (平成 7 年～9 年)

「三鷹市立図書館のあり方について」(意見具申) (平成 9 年 6 月 30 日)

第 9 期 (平成 9 年～11 年)

第 9 期三鷹市立図書館協議会活動について (報告) (平成 11 年 6 月 30 日)

第 10 期 (平成 11 年～13 年)

「三鷹市立図書館の今後に向けての提言」(平成 13 年 6 月 28 日)

第 11 期 (平成 13 年～15 年)

「三鷹市立図書館の更なる飛躍をめざしての提言」(平成 15 年 6 月 30 日)

第 12 期 (平成 15 年 7 月～平成 17 年 7 月) 提言

「三鷹市立図書館における「児童サービス」の新たな方策について」  
(平成 17 年 6 月 30 日)

第 13 期 (平成 17 年 7 月～平成 19 年 6 月) 提言

「地域社会、市民生活に根ざした図書館サービスをめざして」  
地域の情報拠点・課題解決支援型としての三鷹市立図書館  
(平成 19 年 6 月 29 日)

第 14 期 (平成 19 年 7 月～平成 21 年 6 月) 提言

「市民から親しまれる図書館へ」 (平成 21 年 6 月 25 日)

第 15 期 (平成 21 年 7 月～平成 23 年 6 月) 答申

『みたか子ども読書プラン 2010～三鷹市子ども読書活動推進計画～』の改定について」(答申)

ーみたか子ども読書プラン 2022 にむけての提言に対する第 15 期図書館協議会答申ー  
(平成 23 年 6 月 23 日)

第16期（平成23年7月～平成25年6月）答申

「市民に親しまれ、市民と共に歩む図書館をめざして」

－三鷹市立南部図書館の整備及び運営とこれからの図書館サービスについて－

（平成25年6月27日）